

京都市御陵他 55 市営住宅貯水槽の管理及び貯水槽水質検査業務委託仕様書

履行期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで

仕様書リスト

- ・貯水槽の管理及び貯水槽水質検査業務委託仕様書
- ・【別表 1_業務①】 委託市営住宅一覧
- ・【別表 2_業務②】 委託市営住宅一覧
- ・【図面 1】 京都市市営住宅分布図

1 基本事項

- (1) 本業務は、京都市市営住宅に設置されている簡易専用水道及び小規模受水槽水道の管理に係る、水道法第 34 条の 2 第 2 項に基づく法定義務検査及び京都市が推奨する自主検査（以下、業務①）及び貯水槽を有する京都市市営住宅において、給水設備により供給する水が厚生労働省の規定する水質基準（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号[最終改正：令和 6 年 3 月 21 日厚生労働省告示第 99 号]）に適合するかを確認する検査（以下、業務②）を行うものである。
- (2) 契約図書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 本業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次のとおりとする。
 - ①委託契約書
 - ②本仕様書

2 用語の定義

- (1) 「公社担当者」とは、本業務を監督する京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）の担当者をいう。
- (2) 「業務責任者」とは、委託契約書に規定する業務責任者をいい、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために公社担当者との連絡調整を行う者で、受注者側の責任者をいう。
- (3) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。なお業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

3 検査対象市営住宅数、受水槽数及び採水箇所数

業務① 56 市営住宅 192 箇所（【別表 1_業務①】による。）

業務② 56 市営住宅 212 箇所（【別表 2_業務②】による。）

4 一般事項

- (1) 受注者は、委託契約書の規定に基づき、本業務の実施に先立って業務計画書を作成し、7 月 15 日まで（「京都市の休日を守る条例」に定める京都市の休日の場合においては、その前営業日まで。以下、報告書の提出期限等についても同じ。）に公社に提出し、承諾を受ける。

業務計画書の構成は下記による。なお、委託料内訳書は公社及び受注者を拘束するものではない。

- ・表紙 (公社が指定する様式)
- ・業務責任者通知書 (公社が指定する様式)
- ・業務担当者名簿 (公社が指定する様式)
- ・業務作業予定表 (任意の様式)

- ・委託料内訳書 (任意の様式)
- ・その他公社担当者が指示するもの

なお、「公社が指定する様式」は受注後、公社担当者から受注者へ提供する。

- (2) 業務計画書に記載したもののうち、業務責任者、業務担当者等について変更があった場合は、速やかに業務責任者通知書、業務担当者名簿等、必要な書類を公社担当者に提出する。
- (3) 本業務に必要な工具、測定機器等の機材、消耗部品、材料及び油脂、通信運搬費、関係官庁への諸手続き及び本契約に基づく業務報告に要する費用等は、受注者の負担とする。
- (4) 作業中に緊急を要する異常を発見した場合や各検体の検査により異常値が検出された場合は、速やかに公社担当者に報告する。
- (5) 受注者は、公社及び京都市が行う業務、工事又は自治会が行う催事に配慮し、本業務を遂行する。
- (6) 受注者は、本業務の履行に当たり、公社担当者が別途指示する関係者（以下「関係者」という。）へ検査実施日程等、必要な連絡調整を行う。
- (7) 業務担当者及び業務従事者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。
- (8) 業務担当者及び業務従事者は、名札又は腕章を着用し、業務等に適した服装、履物で業務等を実施する。
- (9) 本業務で使用する作業用車両は、公社担当者が指示する場所に駐車し、委託業務名、会社名等、作業用車両である旨を記載したものを、ダッシュボードの上部等、外部から見えやすい位置に掲示する。
- (10) 受注者は、業務の履行上知り得た情報を公社の同意なく他に漏らしてはならない。
- (11) 受注者は、業務の履行に当たり、既存施設を損傷しないように必要に応じて養生すること。また、損傷した場合は公社に報告するとともに原状復旧すること。

5 検査実施日、採水時期及び方法

検査実施期間は、業務①、②とも7月1日から1月31日までの間とする。

各市営住宅の検査実施日及び採水日は、公社担当者及び関係者と協議のうえ決定する。

なお、採水は原則として各市営住宅の棟毎に設置されている散水栓（複数設置されている場合は任意の場所）にて行うものとする。

採水容器は、滅菌洗浄した容器を使用し、採水時に不純物等が混入しない方法で行う。

6 検査項目等

業務① 検査項目等は、「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（平成15年7月23日厚生労働省告示第262号[最終改正令和元年6月28日厚生労働省告示第48号]）」（以下「告示」という。）に基づき検査を行う。

業務② 採水した検体は、次に掲げる17項目の水質検査を行う。

一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度及び残留塩素

7 検査方法（業務②）

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号[最終改正令和 8 年 1 月 28 日環境省告示第 5 号]）及び水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（厚生労働省告示平成 15 年 9 月 29 日第 318 号[最終改正令和 6 年 3 月 29 日厚生労働省告示第 171 号]）による。

8 業務報告書

すべての検査実施後、告示に基づく書類及び検査結果を作成し、2 月 28 日までに公社へ提出する。

なお、検査結果報告書には、表紙及び総括表（公社が指定する様式）を添付して提出すること。

また、提出形式として、市営住宅ごとに検査結果報告書を PDF データ化し、DVD 等の記録媒体に保存したものを一部提出すること。

9 部分払

部分払は行わない。

10 権利義務の譲渡等

受注者は、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託承諾申請書により公社へ申請し、検査実施の前に承諾を受けること。

11 業務内容の変更

業務内容に変更が生じた場合は、必要に応じ変更契約を行う。なお、委託料の算定は、次式により求め、千円未満切捨て（消費税等を除く）とする。

$$(\text{変更後}) \text{ 委託料} = (\text{変更後}) \text{ 予定価格} \times \frac{(\text{当初}) \text{ 委託料}}{(\text{当初}) \text{ 予定価格}}$$

12 その他

契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合及び契約図書に記載なき事項については、その都度公社担当者と業務責任者で協議する。

委託市営住宅一覧

【別表1_業務①】

住宅名	住所	受水槽数	備考
御陵	山科区御陵中筋町10番地他	2	(1~3)、4棟
東野	山科区東野中井ノ上町17番地1他	2	(1~3)、(4~7)棟
大宅	山科区大宅打明町6番地	1	(1~3)棟
勸修寺第一	山科区勸修寺東栗栖野町6番地2他	4	1、2、3、(4~6)棟
勸修寺第二	山科区勸修寺東栗栖野町31番地	1	(1~4)棟
柳辻	山科区大宅棧敷5番地他	2	(1~2)、(3~5)棟
鈴塚	伏見区深草鈴塚町6番地1	3	2、8、9棟
桜島	伏見区深草勸進橋町119番地	1	1棟
竹田	伏見区竹田三ツ杭町54番地	1	1棟
桃陵	伏見区片桐町1番地他	4	給水塔、(51~52)、(53~54)、(71~72)棟
深草	伏見区深草越後屋敷町62番地	3	1、2、4棟
石田東	伏見区石田大山町5番地2	7	1~3、5~7、9棟
石田西	伏見区石田内里町1番地1	8	1~3、5~9棟
山科	山科区西野様子見町1番地2	3	1~3棟
醍醐南	伏見区醍醐上山口町60番地	12	1~12棟
大受	伏見区石田大受町50番地	5	1、2、3、(4~8)、(9~13)棟
小栗栖	伏見区小栗栖森本町13番地	17	1~17棟
醍醐中山	伏見区醍醐中山町39番地2	13	10、(11~12)、13、(14~15)、(16~18)、(19~20)、 21、22、(23~24)、25、26、(27~30)、31棟
下鳥羽	伏見区下鳥羽北ノ口町27番地	1	1棟
南烏丸	南区東九条南烏丸町35番地6	2	1、2棟
東九条	南区東九条西岩本町1番地1	1	1棟
東松ノ木	南区東九条東松ノ木町1番地	2	(1~2)、3棟
醍醐西2街区	伏見区醍醐折戸町8番地	2	(4~6)、7棟
醍醐西3街区	伏見区醍醐折戸町8番地5	2	(8~10)、11棟
醍醐西4街区	伏見区醍醐折戸町8番地1	3	12、(13~14)、(15~17)棟
醍醐西5街区	伏見区醍醐川久保町23番地2	1	18棟
醍醐中	伏見区醍醐高畑町1番地他	2	(1~2)、(3~5)棟
醍醐東1街区	伏見区醍醐西大路町1番地1	2	(1、2、6、7)、(3~5)棟
醍醐東2街区	伏見区醍醐西大路町135番地	1	(8~11)棟
醍醐東3街区	伏見区醍醐西大路町122番地他	3	(12~13)、(14~15)、(16~20)棟
唐橋	南区唐橋芦辺町5番地	1	(1~3)棟
唐橋第二	南区唐橋経田町39番地	1	1棟
楽只	北区紫野上御輿町12番地の1	1	21棟
養正	左京区田中馬場町145番地	1	9棟
	左京区田中馬場町100番地他	4	11~12棟西、11~12棟東
錦林	左京区田中上柳町33番地	1	21棟
	左京区永観堂西町34番地	1	18棟
	左京区鹿ヶ谷高岸町50番地	1	K1棟

委託市営住宅一覧

【別表1_業務①】

住宅名	住所	受水槽数	備考
三条	東山区巽町424番地他	2	6棟、11棟
	東山区若竹町416番地	1	7棟
	東山区長光町652番地	1	12棟
	東山区若松町400番地の56	1	21棟
崇仁	下京区屋形町7番地の1	1	W1棟
	下京区下之町56番地	1	41棟
	下京区川端町6番地他	1	33棟
壬生	右京区西院上花田町16番地	1	1棟
改進	伏見区竹田醍醐田町9番地の1	1	(4棟、6棟)
	伏見区竹田狩賀町1番地	1	7棟
壬生東	中京区西ノ京北小路町20番地の10	1	1棟
	中京区西ノ京新建町5番地の12	2	6棟、7棟
岡崎	左京区岡崎最勝寺町1番地の2	1	(1棟、2棟)
久世	南区久世大築町47番地他	7	1～7棟
加賀屋敷	伏見区深草加賀屋敷町5番地の1	1	1棟
	伏見区深草加賀屋敷町11番地	1	2棟
辰巳	伏見区醍醐東合場町21番地	1	1棟
	伏見区醍醐外山街道町13番地	1	2棟
田中宮	伏見区竹田田中宮町34番地	2	1、2棟
久世南	南区久世大築町161番地	1	1棟
南岩本	南区東九条南岩本町6番地	1	1棟
高瀬川南	南区東九条北河原町22番地	1	1棟
大覚寺	右京区嵯峨大覚寺門前井頭町3番地1	1	(1～3)棟
広沢	右京区嵯峨広沢御所ノ内町30番地1	1	(1～2)棟
蜂ヶ丘	右京区太秦乾町2番地	2	(1、4、5)、(2～3)棟
洛西東新林	西京区大枝東新林町一丁目2番地	12	1～12棟
洛西北福西	西京区大枝北福西町一丁目3番地1他	12	21～32棟
洛西南福西	西京区大枝南福西町一丁目1番地	9	41、43～50棟
葛野	右京区西院西貝川町68番地	1	1棟
西大路	右京区西院東中水町14番地	1	1棟
合計56団地		192	箇所

委託市営住宅一覧

【別表2_業務②】

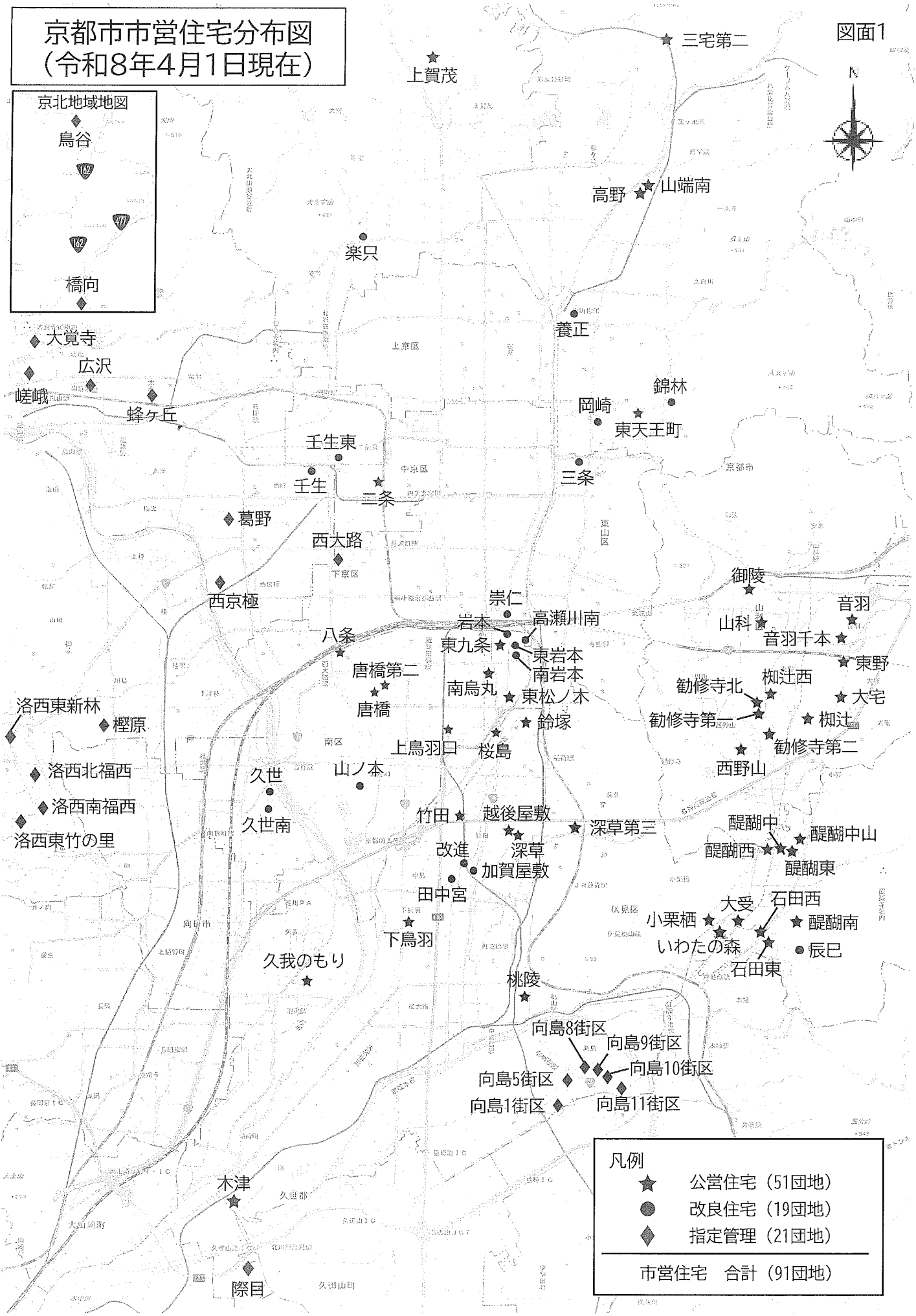
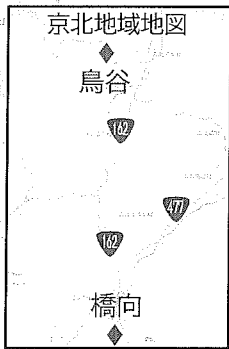
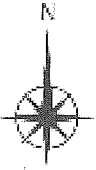
住宅名	住所	検体数	検査対象棟
御陵	山科区御陵中筋町10番地他	2	3、4棟
東野	山科区東野中井ノ上町17番地1他	2	1、4棟
大宅	山科区大宅打明町6番地	1	3棟
勸修寺第一	山科区勸修寺東栗栖野町6番地2他	4	1～4棟
勸修寺第二	山科区勸修寺東栗栖野町31番地	1	1棟
柳辻	山科区大宅棧敷5番地他	2	1、3棟
鈴塚	伏見区深草鈴塚町6番地1	3	2、8、9棟
桜島	伏見区深草勸進橋町119番地	1	1棟
竹田	伏見区竹田三ツ杭町54番地	1	1棟
桃陵	伏見区片桐町1番地他	1	給水塔付近
	伏見区片桐町1番地他	3	51、53、72棟
深草	伏見区深草越後屋敷町62番地	3	1、2、4棟
石田東	伏見区石田大山町5番地2	7	1～3、5～7、9棟
石田西	伏見区石田内里町1番地1	8	1～3、5～9棟
山科	山科区西野様子見町1番地2	3	1～3棟
醍醐南	伏見区醍醐上山口町60番地	12	1～12棟
大受	伏見区石田大受町50番地	5	1、2、3、8、13棟
小栗栖	伏見区小栗栖森本町13番地	17	1～17棟
醍醐中山	伏見区醍醐中山町39番地2	22	10～31棟
下鳥羽	伏見区下鳥羽北ノ口町27番地	2	1棟（東、西）
南烏丸	南区東九条南烏丸町35番地6	2	1～2棟
東九条	南区東九条西岩本町1番地1	1	1棟
東松ノ木	南区東九条東松ノ木町1番地	2	2、3棟
醍醐西2街区	伏見区醍醐折戸町8番地	2	4、7棟
醍醐西3街区	伏見区醍醐折戸町8番地5	2	10、11棟
醍醐西4街区	伏見区醍醐折戸町8番地1	3	12、13、17棟
醍醐西5街区	伏見区醍醐川久保町23番地2	2	18棟（西、東）
醍醐中	伏見区醍醐高畑町1番地他	2	1、3棟
醍醐東1街区	伏見区醍醐西大路町1番地1	2	1、3棟
醍醐東2街区	伏見区醍醐西大路町135番地	1	10棟
醍醐東3街区	伏見区醍醐西大路町122番地他	3	13、15、16棟
唐橋	南区唐橋芦辺町5番地	1	1棟
唐橋第二	南区唐橋経田町39番地	1	1棟
楽只	北区紫野上御輿町12番地の1	1	21棟
養正	左京区田中馬場町100番地他	5	9棟、11～12棟（西、東）
	左京区田中上柳町33番地	1	21棟
錦林	左京区永観堂西町34番地	1	18棟
	左京区鹿ヶ谷高岸町50番地	1	K1棟

住宅名	住所	検体数	検査対象棟
三条	東山区巽町424番地他	3	6棟、11棟×2
	東山区若竹町416番地	1	7棟
	東山区長光町652番地	2	12棟×2
	東山区若松町400番地の56	1	21棟
崇仁	下京区屋形町7番地の1	1	W1棟
	下京区下之町56番地	1	41棟
	下京区川端町6番地	1	33棟
壬生	右京区西院上花田町16番地	3	1棟、2棟、4棟
改進	伏見区竹田醍醐田町9番地の1	2	4棟、6棟
	伏見区竹田狩賀町1番地	2	7棟（北、南）
壬生東	中京区西ノ京北小路町20番地の10	1	1棟
	中京区西ノ京新建町5番地の12他	2	6棟、7棟
岡崎	左京区岡崎最勝寺町1番地の2	2	1棟、2棟
久世	南区久世大築町47番地他	8	1棟（西、東）、2～7棟
加賀屋敷	伏見区深草加賀屋敷町5番地の1他	3	1棟、2棟（北、南）
辰巳	伏見区醍醐東合場町21番地	1	1棟
	伏見区醍醐外山街道町13番地	1	2棟
田中宮	伏見区竹田田中宮町34番地	2	1棟、2棟
久世南	南区久世大築町161番地	1	1棟
南岩本	南区東九条南岩本町6番地	1	1棟
高瀬川南	南区東九条北河原町22番地	1	1棟
大覚寺	右京区嵯峨大覚寺門前井頭町3番地1	1	3棟
広沢	右京区嵯峨広沢御所ノ内町30番地1	1	1棟
蜂ヶ丘	右京区太秦乾町2番地	2	2、4棟
洛西東新林	西京区大枝東新林町一丁目2番地他	12	1～12棟
洛西北福西	西京区大枝北福西町一丁目3番地1他	12	21～32棟
洛西南福西	西京区大枝南福西町一丁目1番地他	9	41、43～50棟
葛野	右京区西院西貝川町68番地	1	1棟
西大路	右京区西院東中水町14番地	1	1棟
合計56団地		212	箇所

※ 原則として、検体の採水は検査対象棟の散水栓より行う。

京都市市営住宅分布図 (令和8年4月1日現在)

図面1



凡例	
★	公営住宅 (51団地)
●	改良住宅 (19団地)
◆	指定管理 (21団地)
市営住宅 合計 (91団地)	

京都市御陵他55市営住宅貯水槽の管理及び貯水槽水質検査業務委託

(令和8年7月1日から令和9年2月28日まで)

	設計金額
委託料	円
委託価格 (保全業務費)	円
消費税及び地方 消費税相当額	円

京都市住宅供給公社

